

徳島県公認心理師・臨床心理士協会 倫理規程

(趣旨)

第1条 この規程（以下、「本規程」という。）は、徳島県公認心理師・臨床心理士協会（以下、「本会」という。）規約第5条(3)に基づき、本会正会員（以下、「会員」という。）である公認心理師・臨床心理士に関する倫理問題への対応について必要な諸事項を定める。

(目的)

第2条 本規程は、本会規約第5条3に基づき、会員が行う臨床心理に関わる活動における倫理について、その適正を期することを目的とする。

(倫理綱領)

第3条 本会は、会員がその専門業務等に従事するに当たって遵守すべき事項に関する倫理綱領を、別に定める。

(倫理委員会)

第4条 本会は、本規程第2条及び第3条に係る事項を審議するために倫理委員会（以下、「委員会」という）を設ける。

(倫理委員会の業務)

第5条 委員会は、前条の目的を達成するために、本会会長（以下、「会長」という。）の指示の下に、次の業務を行う。

2. 本規程及び倫理綱領等の改廃に関する審議
3. 会員の倫理向上に向けての本会への提言
4. 会長からの諮問に基づく倫理違反に関する調査、審議及びその結果の答申
5. 本会への倫理に関する問い合わせについての本会の職員等への助言
6. その他、会長が必要と認める業務

(委員会の構成)

第6条 委員は、本会理事会より選出された理事1名及びその理事より指名された理事1名、及び理事会において承認された会員若干名をもって構成する（但し、会長を除く）。

2. 委員長は、本条第1項の理事のうち1名（基本は倫理担当理事）が会長の指名を受けて就くものとする。
3. 副委員長は、委員の互選とする。

(委員会の運営)

第7条 委員長は、委員会を開催し、議長となる。

2. 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。
3. 委員長が事故や疾患等によって職務を全うできない場合は、副委員長が委員長職務を代行して行う。
4. 倫理調査の被申立人となった委員は、委員会の職務を離れなければならない。

(委員会の報告)

第8条 本規程第5条3に定める業務については、委員会は会長が諮問した日から起算して6ヶ月以内に、審議の結果を答申しなければならない。ただし、事情により調査に期間を要する等の場合であって、会長が認めるときは期限を延長することができる。

2. 委員会は審議に際して必要がある場合は、関連する職能諸団体の倫理審査担当者と連絡調整するものとする。
3. 倫理違反が認められた場合に委員会が答申する処遇案は、嚴重注意、教育・研修の義務づけ、一定期間内の会員活動の停止及び除名の何れか、又はそのうちの二つを含むものとする。
4. 第1項に規定するもの以外の業務については、その内容について、必要に応じて会長に報告するものとする。

(処遇)

第9条 最終的な処遇の決定は、委員会より答申された処遇案を基にして、本会理事会において理事の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

(改廃手続き)

第10条 本規程の改廃は、本会理事会の議を経て、理事の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

附則 本規程は、2020年(令和2年)2月16日より施行する。